

浜松市公告第951号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成28年9月6日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ浜松葵町店
浜松市中区葵東2丁目16番地5

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名（法人の場合）	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県駿東郡長泉町 下長窪303番地1
株式会社 プラザクリエイト	代表取締役 大島 康広	東京都千代田区 5番町1
杉浦 俊雄	—	静岡県浜松市西区 篠原町20910-3
有限会社 エイブル	代表取締役 尾瀧 靖	静岡県浜松市東区 天王町244番地の2
株式会社 山洋エージェンシー	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市 外濑2-38

(変更後)

氏名 (名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住所	変更する理由
マックスバリュ東海 株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県駿東郡長泉町 下長窪 303 番地 1	—
合名会社 渥美薬局	代表取締役 木俣 隆司	静岡県浜松市中区 田町 325 番地の 1	新規出店

3 変更の年月日

2-	(1)	株式会社プラザクリエイト	平成 22 年 9 月 30 日
		杉浦 俊雄	平成 23 年 6 月 30 日
		有限会社エイブル	平成 22 年 9 月 30 日
		株式会社山洋エージェンシー	平成 23 年 6 月 30 日
		合名会社渥美薬局	平成 25 年 4 月 16 日

4 変更する理由

2-	(1)	株式会社プラザクリエイト	退店のため
		杉浦 俊雄	退店のため
		有限会社エイブル	退店のため
		株式会社山洋エージェンシー	退店のため
		合名会社渥美薬局	新規出店のため